

## 参考資料

## 特別史跡多賀城跡附寺跡第3次保存管理計画との関連性

## 届出対象

景観重点区域については、個々の特性を踏まえて定めるものとし、市川地域の多賀城跡及び多賀城廃寺跡周辺については、「特別史跡多賀城跡附寺跡第3次保存管理計画」※1による現状変更等の許可に関する取扱い基準が示され、特別史跡、多賀城跡・廃寺跡指定地については、「特別史跡多賀城跡附寺跡第3次保存管理計画」の「現状変更の許可に関する取扱い規準の細則」で景観形成基準について、以下のように記されています。

景観計画による整備の方針も特別史跡多賀城跡附寺跡第3次保存管理計画に準じるものとします。

※1 後継の計画が策定されたときは、後継の計画に準じるものとします。

## (1) 景観形成基準

【市川地区のうち多賀城跡、館前遺跡及び多賀城廃寺跡】

## ① 建築物

行為	種類	基準
建築物等の新築又は移転等	配置、規模	<ul style="list-style-type: none"> <li>土地の造成は盛土のみとし、地形形状の変更は最小限とします。</li> <li>敷地内に複数の建築物を設ける場合は、相互に調和したものとなるように配慮します。</li> </ul>
	高さ	<ul style="list-style-type: none"> <li>住宅、付属舎、工作物については、2階以下とし、周辺の地形や樹林帯に配慮して、これら周辺の樹木等と調和した高さとします。</li> </ul>
	形態意匠	<ul style="list-style-type: none"> <li>建築物及び塀は意匠的に和風とし、構造的には木造を用いるなど特別史跡にふさわしい景観に配慮します。</li> <li>旧市川集落としての歴史的風致維持向上に配慮した形態意匠に努めます。</li> </ul>
		色彩
	素材	<ul style="list-style-type: none"> <li>周辺の良好な景観との調和に配慮した素材を用いることとし、周囲と異なる素材を用いる場合は、使用する位置や使用する割合に配慮します。</li> </ul>
緑化		<ul style="list-style-type: none"> <li>できるだけ周囲にある既存樹木等の保全に努め、緑化に努めます。</li> <li>道路に面する部分では、できるだけ樹木や連続した低木などを配置して緑化に努めます。</li> </ul>

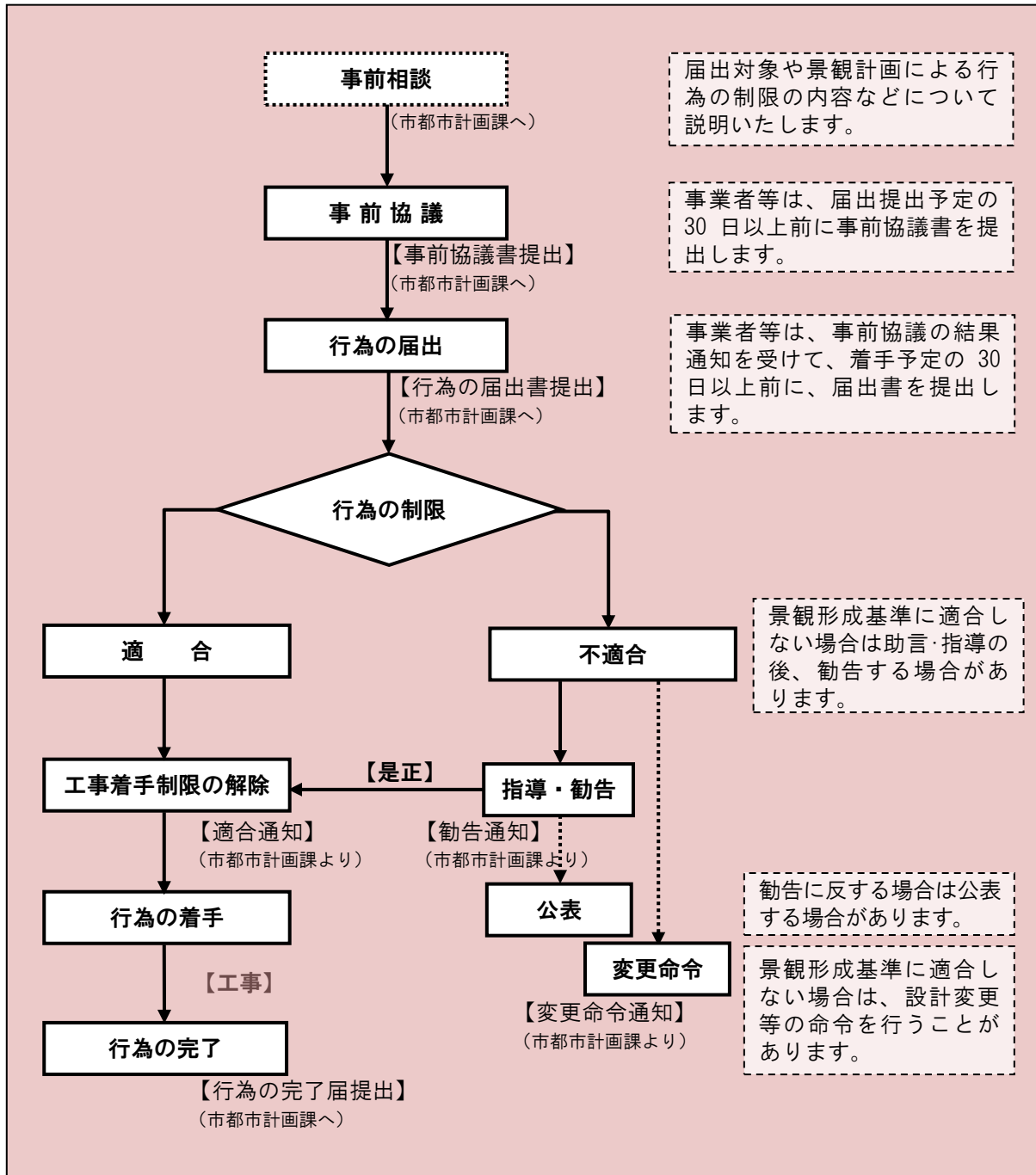
## ② 工作物（公共公益施設）

行為	種類	基準
地上工作物の設置	電柱、道路付帯施設等	<ul style="list-style-type: none"> <li>電柱、道路付帯施設等の地上の工作物は、必要最小限とし、来跡者の見学動線には、極力、景観阻害を避けるように配慮します。</li> <li>工作物の色彩については、周辺環境と調和した色調とします。</li> </ul>

## 行為の制限の届出手続き（例）

景観計画区域内で建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更する等の行為を行う場合は、規模に応じて届出が必要になりますが、以下に示す手続きが必要になります。

※今後、条例等で行為の制限を定めた地区で運用します。



## 市民懇談会の取り組み

景観計画の策定に当たっては、市民参画の取り組みとして、景観重点地区ごとに意見交換会を開催し、市民の意見を反映しております。

### 景観計画地区懇談会の開催状況

地区名	年月日	内容
(第一回) 山王・南宮 ・市川地区	平成 25 年 5 月 27 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域のまちづくりについて</li> <li>地域の歴史資源、景観について</li> </ul>
(第二回) 山王・南宮地区	平成 25 年 8 月 1 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域の歴史資源、景観について</li> </ul>
(第三回) 市川地区	平成 25 年 8 月 6 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域の魅力について</li> </ul>
(第四回) 山王・南宮地区	平成 25 年 9 月 3 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>どんなまちにしたいかについて</li> </ul>
(第五回) 山王・南宮地区	平成 25 年 10 月 18 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>塩竈街道のまちづくり案について</li> </ul>
(第六回) 八幡地区	平成 26 年 4 月 24 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域の歴史資源、景観について</li> </ul>
(第七回) 大代地区	平成 26 年 4 月 25 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域の歴史資源、景観について</li> </ul>
(第八回) 市川地区	平成 26 年 5 月 30 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>景観計画の案、まちづくりについて</li> </ul>
(第九回) 山王・南宮地区	平成 26 年 6 月 3 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>景観計画の案、まちづくりについて</li> </ul>

### ①山王・南宮地区で出された意見

#### 1) 地域の歴史資源について

水が豊富な土地で、かつてはケドエ（街道江）が各戸の前を通り水利用がされていた。古くから開かれた場所で、屋号で呼ばれていた。板倉は風情があるが、維持管理が大変で持ち主の負担が大きいと言われている。

#### 2) 塩竈街道沿いのまちづくりについて

##### ○町づくりの考え方

- 歴史の風情あるまちとして景観づくりにより愛着が持てるまちとする。
- 道路を広げて、子どもの安全を確保する。

##### ○町づくりの提案

- 通り沿いはみんなでセットバックして、塀は板塀、生け垣、アルミフェンス等で統一化するとよい。
- 板倉の保存の価値を多くの人に示して、補助制度があれば理解される。
- 安全な道路づくりも進めてほしい。

##### ○景観形成のためのルールづくりについて

- ルールをみんなで決めて、そのために補助制度があれば、景観まちづくりの実現化が図れる。



山王・南宮地区意見交換会



意見交換会の資料（イメージ）



- 新しい家が建てられつつあるが、門と塀のルール化であれば、今からでも取り組める。
- 旧街道のイメージを絵に描いて示せば、多くの人に理解されやすい。
- 景観のためには、イグネの保存や無電柱化も進められるとよい。
- 歩道を歩きやすくするためには、一方通行化も検討の価値がある。
- 広い敷地で板倉の景観を守るにも、税金対策で敷地が細分化されがちなので、税金の軽減化も必要である。

## ②市川地区で出された意見

### 1) 地域の歴史資源について

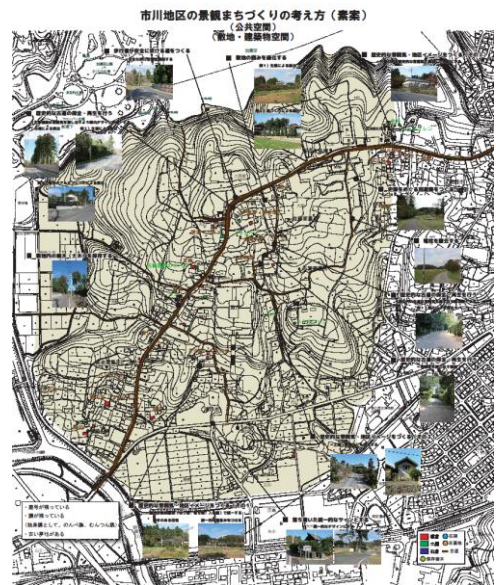
各家に屋号があり、神社等の風習も残っており、歴史豊かな地区である。水脈がよくてきれいな水が湧いており、垢離（こり）井戸という井戸がある。道の分岐点には石碑があり、板倉があるなど歴史的資源は豊富である。

### 2) 地域の歴史資源について

- 板倉の用途が減ってきて、代が替わると壊される可能性があるため、若い人に助成制度も含めてPRする必要がある。
- 世代交代で家の建て方も変わってきて、派手な建物も出てくるので、市川の人全体に景観計画の方針を説明する必要がある。



市川地区意見交換会

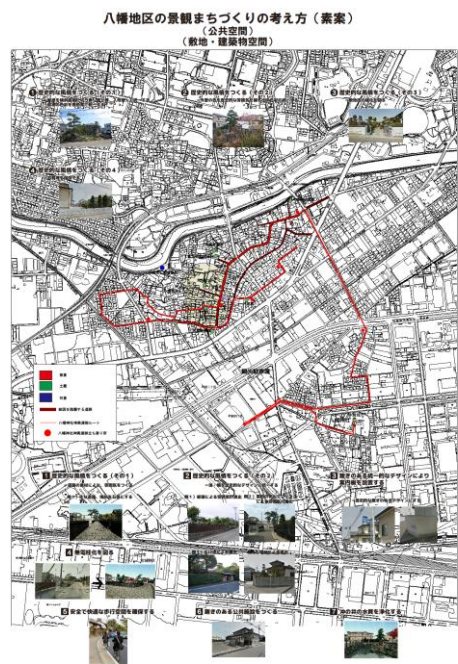


意見交換会の資料 (イメージ)

## ③八幡地区で出された意見

### ○歴史を活かしたまちづくりについて

- 大きなマンション建築ができていますが、高さ制限や色彩の問題を検討するルールがあるとよい。
- 景観づくりの案があっても個人財産への制限はなかなか難しいので、多くの人に景観の取り組みや板倉の保存などを説明していく必要がある。
- 歌枕の地として有名な沖の井周辺については観光客等のためにきれいな水の確保など環境整備が必要であり、また休む場所や案内標示を充実させるべきである。
- 沖の石と末の松山は、点の整備でなくつないで線の整備とすべきである。また、津波の来た高さを表示するとよい。



意見交換会の資料 (イメージ)

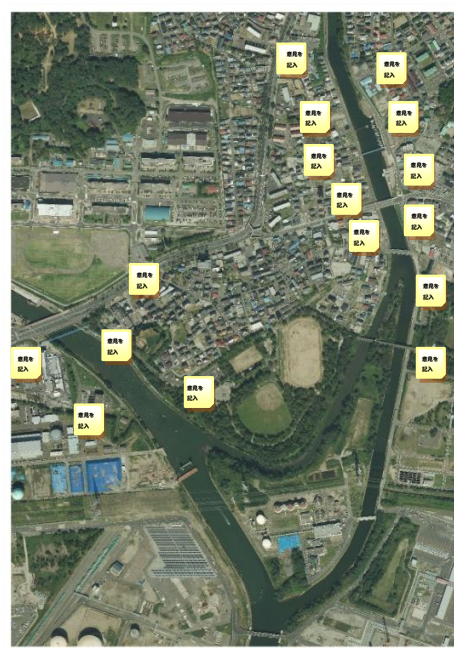


八幡地区意見交換会

④大代地区で出された意見

○歴史を活かしたまちづくりについて

- 貞山運河、緩衝緑地、大代横穴古墳等に案内板や説明版で歴史を紹介すべきである。
- 貞山運河沿いに昔あった松並木を復元させたい。
- 昔のように子どもが泳いだり、釣った魚が食べられるようなきれいな運河とするために、貞山運河の水質を浄化すべきである。
- 草が生い茂っている中の島は、散歩や花見ができるように整備すべきである。
- 砂押川、貞山運河に遊覧船を運航できるようにするとか、ボート、カヌーもできるとよい。
- 多賀城跡から貞山運河までは、砂押川で結ばれているので、川沿いを歴史の道として、サイクリングロードや歩行者道路として結ぶとよい。



意見交換会の資料（イメージ）



大代地区意見交換会

## 関係団体等意見交換会

景観計画の策定に当たり、日頃、花のまちづくり団体として地域で活動されている方、また、市内での建築や緑化にかかわっている建築事務所、造園業者との意見交換会を行い、景観形成に関わる苦勞や市民の考え方等についての意見を伺い、守るべき景観やその取り組みについて計画に反映している。

### 関係団体意見交換会開催状況

関係団体名	年月日	内容
花のまちづくり団体	平成 25 年 3 月 25 日	・ 緑化を主とした景観形成について
市内造園業者	平成 25 年 4 月 24 日	・ 緑化、緑の維持管理について
建築事務所仙台東支部	平成 25 年 4 月 26 日	・ 景観形成について

### ①花のまちづくり団体（8団体の代表）

#### ○花いっぱい運動の効果について

- ・ 女性、高齢者などみんなで集まって、植えたり、草取りを行い、コミュニティの活性化に役立っている。
- ・ ゴミ集積場にプランターを置くことにより、ごみ出しのルール向上も目指している。
- ・ 野田の玉川沿いの活動では散歩の人の目を和ませている。
- ・ 公園の樹木の間引きや剪定で綺麗になると、子どもや高校生もゴミを出さなくなった。

#### ○活動の課題

- ・ 人集めに苦勞している。
- ・ 花を植える場所として空き地があるか否かが問題である。
- ・ 植えるだけでなく、事後の水やり等も大切である。
- ・ 冬場の緑化は課題となる。
- ・ プランターを壊される、子どものいたずらもあるが継続していくことで教育効果を期待したい。

#### ○緑化活動の支援について

- ・ 花、公園の植栽等について、市と自治会の分担で苗の補助金のほか、プランターや土、肥料の購入費も補助があるとよい。
- ・ 補助金でなく、花苗の直接配布もよい。
- ・ 緑化について条例を作って取り組むとよい。

#### ○多賀城の景観形成について

- ・ 水の眺めがよいので、活かしていくべきである。
- ・ 畑、森、水がある色彩の調和というか、対比というかとてもマッチした空間でよい。
- ・ 1人1鉢運動などみんなで緑化をとった取り組みを景観計画に入れるのもよい。

### ②市内造園業者

#### ○緑の維持管理

- ・ 特別史跡の雑草刈りや倒木の撤去を徹底すれば、より一層綺麗な景観になる。
- ・ 住宅地でせっかくの生け垣が植えっぱなしで、十分に管理されていないところが多いので、美しい緑の景観を維持するために、助成など資金援助が必要である。
- ・ 維持管理のコストや手間がかからない植種を最初から選定して植栽する方法も考えるべきである。
- ・ 名園、いい庭と言えるものには、それ相応の費用がかかるものであるが、公共側でも管理の問題から、緑量を増やさなくなっている点は見直していくべきである。



## ○建築物等構造物

- 専門家によれば、塩竈街道の街並みは貴重であるとされているため、板塀や生け垣化、石畳化など、何かしらの景観的取り組みを進めるべきである。
- 震災の影響で瓦屋根が減って、トタン屋根が増えるなど景観が変わってきているが、塀や土留めを石積みにするだけでも、歴史を感じる景観になる。

## ○居久根等資源の保存

- 居久根は市内に数カ所しか残っていないが、仙台市のように行政が保存指定するなど、制度を活用して、居久根を残していくべきである。

## ③建築事務所協会仙台東支部

## ○市の景観の特徴

- 多賀城市の一番のアピールポイントは歴史であるから、歴史に力を入れてアピールすることが重要である。一方、多賀城市の景観として、印象に残るものが少ない。

## ○政庁跡周辺の景観

- 多賀城跡は景観として良いが、ベンチの設置など休める機能の整備が必要である。
- 政庁跡へと続くかつての一本道が整備されると目を引く。また、その周辺が緑化されると雰囲気が出てくる。

## ○景観意識、原風景

- 子どもが大人になってから、多賀城市に住んでいること、住んでいたことが誇れるような景観づくりが大切である。
- 多賀城市は住む場所として良い（特に利便性が良い）が、「魅力を感じる景観」がないと、若い人は「戻って住みたい」とは思わない。
- 震災の影響で、施主の建築意向に特に変化が出たとは思わない。基本的には資金との兼ね合いで建築の内容が決まる。街並みを意識して建築を計画しているのは、地区計画が定められる場所だけである。
- 景観計画や地区計画などで良い街を作れば、多賀城市に戻ってくる人が増えてくるのではないか。
- 子どもの頃に遊んだ場所や通学路は、原風景となるので通学路の街並み景観を重点的に考える必要がある。

## ○板倉

- 塩竈街道沿いに板倉が沢山残っているが、所有者はそれが多賀城市の景観要素になり得ると意識していないようである。
- 震災の影響で板倉が徐々に解体されていく中で、市の補助があればある程度の保存はできると思うが、「残すことに意味がある」という所有者の強い意識がないと保存されない。
- 板倉の所有者は、代々受け継いだ歴史があるものだとということで、比較的残したいと思っている人は多い印象である。

## 庁内ワーキング会議

景観計画の策定の方針や計画の内容等については、庁内各課の代表によるワーキンググループを組織して、ワーキンググループのメンバーによる議論に基づいて、素案を修正しつつ取りまとめている。

ワーキンググループのメンバーは以下のとおりである。

平成 25・26 年度ワーキング担当職員

所 属	職 名
総務部 地域コミュニティ課	市民活動推進係長
総務部 地域コミュニティ課	広報広聴係長
市民経済部 生活環境課	環境リサイクル推進係長
市民経済部 農政課	農地係長
市民経済部 商工観光課	観光係長
建設部 道路公園課	維持修繕係長
建設部 復興建設課	復興工事係長
建設部道路 市街地整備課	多賀城駅周辺整備係長
建設部 下水道課	下水道工事第二係 副主幹
教育委員会事務局 文化財課	文化財課 主幹
建設部 都市計画課	都市計画係長

事務局

所 属	職 名
建設部 都市計画課	都市計画係



庁内ワーキング会議



景観計画策定に係る市内ワーキング会議の開催状況

回数	年月日	主な内容
第1回	平成25年4月16日	景観計画策定に向けての景観に関する概要説明 ワーキング会議の今後の進め方について
第2回	平成25年5月23日	多賀城市の景観計画策定について 多賀城市の景観に関する問題点、課題
第3回	平成25年6月21日	(仮称)多賀城市景観計画 骨子素案について
第4回	平成25年7月29日	多賀城らしさについて (仮称)多賀城市景観計画 骨子素案について
第5回	平成25年8月29日	(仮称)多賀城市景観計画「3.景観形成の目標と方針」素案について
第6回	平成25年9月30日	(仮称)多賀城市景観計画 骨子素案について ①構成の流れについて ②方針について ③重点区域の位置づけについて
第7回	平成25年10月25日	(仮称)重点区域の設定案について
第8回	平成25年11月26日	市内景観調査を実施(山王南宮、市川(政庁等)、沖の井、末の松山、野田の玉川等) 景観重点区域の景観づくりの考え方について (山王・南宮地区、市川地区)
第9回	平成25年12月19日	景観重点区域の景観づくりの考え方について ①山王・南宮地区の景観づくりに係る公共側の方策案 ②市川地区の景観づくりの考え方
第10回	平成26年1月28日	先進事例について 景観重点区域の景観づくりの考え方について ③八幡地区の景観づくりの考え方
第11回	平成26年3月26日	多賀城市景観計画(素案)について
第12回	平成26年6月10日	多賀城市景観計画(修正素案)について

第8回市内ワーキング会議に先立ち、ワーキングメンバーによる山王・南宮の塩竈街道沿いの住宅地、市川の史跡と農村集落、八幡地区の歌枕周辺の住宅地などを現地調査し、重点地区における景観誘導のあり方を検討した。



塩竈街道での住宅地景観の調査



政庁からの眺望景観の確認

## 多賀城市景観計画

～「国府の歴史、歌人の文化、偉人の足跡<sup>そくせき</sup>  
を継承し、ふるさとを育む史都多賀城」～

平成27年4月

発行 多賀城市建設部都市計画課



